広島県営繕工事における週休2日適用工事実施要領

1 目的

本要領は、営繕工事における週休2日の取組において、労務費の補正等を実施するために 必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所 (現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を 行ったと認められる状態をいう。
- ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日(完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日)までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事 全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当 する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して 現場作業が無い状態をいう。

(5) 休日

週休2日交替制適用工事において、技術者・技能労働者が1日を通して現場作業に従事 していない状態をいう。

(6) 現場閉所(現場休息)率

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合。

(7) 休日率

対象期間内の技術者・技能労働者の休日日数の割合。なお、算定の対象となる技術者・ 技能労働者は、一時的(2週間未満)に従事した者を除く。

(8) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)率が、 28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜 日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日 数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

なお、現場閉所(現場休息)日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日や猛暑による作業不能日に ついても、現場閉所(現場休息)の日数に含める。

また、上記イにおける現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、休日率の算定においては、休日の日数に現場閉所及び現場休息の日数を含む。

3 発注方式

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式とする。

4 対象工事

次に該当する工事を対象とする。ただし、設備工事等において、対象期間が著しく短い工 事は対象外とすることができる。

(1) 週休2日適用工事

原則として、発注者指定型で実施する。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を、「週休2日交替制適用工事(発注者指定型)」で実施する。

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。なお、週休2日交替制適用工事においては、対象期間において現場に従事したすべての技術者・技能労働者の休日率の平均(小数第2位を切捨て)に応じた補正係数により補正する。

ア 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)

1.04

イ 通期の週休2日適用工事及び週休2日交替制適用工事(4週8休以上) 1.02

(2) 積算及び変更方法

週休2日適用工事については、月単位の4週8休以上を前提に、(1)アにより労務費 を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。 現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

週休2日交替制適用工事については、通期の4週8休以上を前提に、(1) イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。

- 7 現場閉所(現場休息)の確認方法等
- (1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

ア 工事着手前

- (ア)監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- (イ)「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (ウ)分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

イ 工事着手後

- (ア)監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- (イ)監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- (ウ)受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督職員に提出する。

ウ その他留意事項

- (ア) 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務 負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (イ)監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に 作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- (ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な

施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

- (エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、 その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (オ)監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日適用工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事である旨を 仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

建築工事成績評定基準において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、建築工事成績評定基準に基づく成績評定において、点数を減ずる措置を行うものとする。

(5) 元請下請の取引の適正化

週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなどの連携を密に行うものとする。

8 その他

- (1)本要領において週休2日交替制適用工事を適用する際は、用語の定義(1)から(7) を除き、「現場閉所(現場休息)」は「休日」と読み替える。
- (2) 週休2日又は週休2日交替制を理由とする工期延長は認めない。

附則

本実施要領は、令和4年4月1日以降に公告する営繕工事から適用する。

本実施要領は、令和5年6月1日以降に公告する営繕工事から適用する。 本実施要領は、令和6年4月1日以降に指名・公告する営繕工事から適用する。 本実施要領は、令和6年6月1日以降に指名・公告する営繕工事から適用する。 本実施要領は、令和7年6月1日以降に指名・公告する営繕工事から適用する。